

## 防災都市づくり推進計画 の整備プログラムを、基本方針を踏まえて改定（2026年3月） （2025年3月改定）

基本方針 → 延焼遮断帯・各地域・地区の設定、整備目標、整備方針等

整備プログラム → 各地域・地区における整備計画

### 主な改定内容

#### 整備地域・重点整備地域の整備

##### <重点整備地域>

- ・ 建替え助成や固定資産税等の減免措置など不燃化特区制度の継続、支援策の拡充 別紙1

##### <整備地域>

- ・ 整備地域等不燃化集中促進事業の開始 別紙1
- ・ 令和8年度以降に事業実施・規制導入するもの  
 防災街区整備事業 ※1 : 京島一丁目東地区など
- ・ 令和7年度に新たに事業着手したもの  
 防災街区整備事業 : 池袋本町四丁目1・2番地区など
- ・ 令和7年度に事業完了したもの  
 都市防災不燃化促進事業 ※2 : 補助46号線原町一丁目・洗足一丁目など

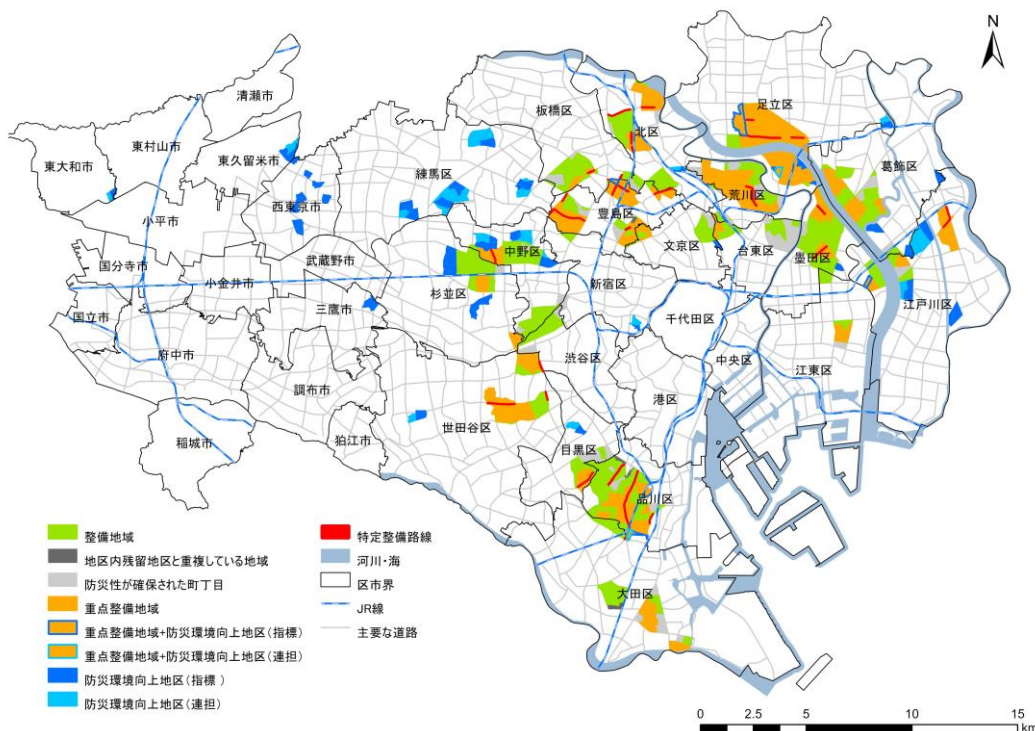


防災街区整備事業  
 池袋本町四丁目1・2番地区地区  
 （完成イメージ）

#### 防災環境向上地区の整備

- ・ 地区を33地区・約1,000haから、**39地区・約1,300haに拡大**
- ・ 整備地域等不燃化集中促進事業の開始 別紙1
- ・ 事業実施・規制導入するもの  
 木造住宅密集地域整備事業 : 上一色・本一色・興宮町地区（江戸川区）など  
 整備地域等不燃化集中促進事業 : 西新小岩五丁目地区（葛飾区）など

※1 土地・建物の共同化や個別の土地への権利変換により、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う都市計画事業  
 ※2 不燃空間の形成により避難者の安全を確保するため、耐火建築物等の建築又は建築物の除却に要する費用の一部を助成する事業



整備地域・重点整備地域・防災環境向上地区・特定整備路線